

香南市教育研究所設置条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 86 号

(設置)

第 1 条 香南市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、香南市教育の振興を図るため、教育研究所を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 香南市教育研究所

位置 香南市野市町西野 2706 番地

(事業)

第 3 条 教育研究所は、関係機関の協力を得て、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育に係る専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- (2) 教育に係る教職員の研修の助成に関すること。
- (3) 教育に係る資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 教育に係る相談及び啓発に関すること。
- (5) 就学前教育と学校教育の連携に関すること。
- (6) その他必要な事業

(職員)

第 4 条 教育研究所に、所長及び必要な職員を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 24 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 25 日条例第 47 号)

この条例は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 27 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。